



島根県報

平成21年5月29日（金）

第2,089号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県土地改良財産の処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（農 村 整 備 課）	2
島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則	（企 業 立 地 課）	2

【告 示】

解除予定保安林	（森 林 整 備 課）	3
補助金等交付規則第3条の規定により島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を定める告示	（企 業 立 地 課）	4
補助金等交付規則第3条の規定により島根県ソフト産業家賃等補助金の交付の対象等を定める告示	（ " ）	6
補助金等交付規則第3条の規定により島根県ソフト系IT産業航空運賃補助金の交付の対象等を定める告示	（ " ）	7

【公 告】

河川法の規定による簡易代執行により除却した工作物の保管	（河 川 課）	8
開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	9

【特定調達公告】

島根県メインフレーム等運用管理業務委託に係る一般競争入札の実施	（情 報 政 策 課）	9
島根県企業局水道用水供給事業及び工業用水道事業運転監視業務に係る入札の参加資格等	（企 業 局 施 設 課）	12

【教委規則】

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則	（教 育 庁 総 務 課）	14
市町村立学校の教職員の分限の手続に関する規則の一部を改正する規則	（義 務 教 育 課）	14

公布された条例等のあらまし

◇島根県土地改良財産の処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第58号）

1 規則の概要

島根県土地改良財産の処分に関する条例の規定による土地改良財産の無償譲渡に関し、対象となる事業を変更することとした。（第2条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則（規則第59号）

1 規則の概要

(1) ソフトウェア業又はデジタルコンテンツ業のうち知事が別に定める要件を満たすものであって、県内に事業所を有する企業が事業の拡大を行う場合を助成の対象に加え、立地規模の基準を次のように定めることとした。（第3条関係）

ア 企業の立地を行うために必要な投下固定資本額及び無形固定資産として計上するソフトウェア制作費の合計額が1,000万以上であること。

イ 企業の立地に伴い新たに増加する常用従業員の数が5人以上であること。

(2) その他の規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規

則

島根県土地改良財産の処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 5月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第58号

島根県土地改良財産の処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県土地改良財産の処分に関する条例施行規則（平成8年島根県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第15号を次のように改める。

(15) 平成5年 5 構改D第32号 10 構改D第281号 総財務第23号 総財務
自治調第1号 通知、平成10年 自治導第71号 通知、平成15年 通知及び平成20年
14農振第2456号 19農振

第90号
通知に基づくふるさと農道緊急整備事業
第2024号

第2条第25号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 5月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第59号

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

島根県企業立地促進条例施行規則（平成4年島根県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「場合」の次に「（次号に掲げる場合に該当するときを除く。）」を加え、同条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 前条第4号に掲げる業種であって、県内に事業所を有する企業が事業の拡大を行う場合（知事が別に定める要件を満たすものに限る。） 次のア及びイに掲げる基準に適合すること。

ア 企業の立地を行うために必要な投下固定資本額及び無形固定資産として計上するソフトウェア制作費（複写して販売するための原本に係るものに限る。以下「ソフトウェア制作費」という。）の合計額が1,000万円以上（ソフトウェア制作費にあっては、500万円を超える場合は500万円として算定する。）であること。

イ 企業の立地に伴い新たに増加する常用従業員の数が5人以上であること。

別表第1注1中「日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）」を「日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の島根県企業立地促進条例施行規則の規定は、平成21年4月1日以後に申請された島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号）第4条第1項の規定による認定に係る計画（以下「認定計画」という。）について適用し、同日前に申請された認定計画については、なお従前の例による。

告 示

島根県告示第432号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年 5月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 (1) 解除予定保安林の所在場所

松江市鹿島町佐陀本郷字山巻2905-2、2905-3

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2 (1) 解除予定保安林の所在場所

松江市鹿島町佐陀本郷字池平2903-10

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第433号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を定める告示（平成21年島根県告示第225号）は、廃止する。

平成21年 5 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県企業立地促進助成金（以下「助成金」という。）

2 交付の目的

企業が県内に立地する際の経費に対して助成を行い、本県の産業の高度化及び雇用機会の増大を図り、もって広く定住の促進に寄与することを目的とする。

3 交付の対象となる者

島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定による計画の認定を受けた企業（以下「認定企業」という。）であって、次に掲げる場合に依りて次に定める要件を備えたもの

- (1) 島根県企業立地促進条例施行規則（平成4年島根県規則第43号。以下「規則」という。）第3条第1号に掲げる場合 増加固定資本額（規則第3条第1号ア、第1号の2ア、第2号ア、第4号ア又は第5号アに規定する投下固定資本のうち、認定企業が助成対象期間（規則第5条第1項に規定する申請書が受理された日（規則第3条第3号に掲げる場合に該当するときにあつては、平成20年1月1日以後の事業開始日とのいずれか早い日）から助成金の交付を申請する日までの期間をいう。以下同じ。）に新たに取得した投下固定資本（当該認定企業が同企業に全額出資している企業（主たる事務所が県外にあるものに限る。）の投下固定資本を借用する場合又は認定企業が法人税法（昭和40年法律第34号）第64条の2に規定するリース取引を行い、かつ売買取引に準ずる会計処理を行った場合にあつては、当該投下固定資本を含む。以下同じ。）に係る経費の総額をいう。以下同じ。）が3億円以上であつて、増加常用従業員（認定企業又は認定企業が資本金の全額を出資する企業（以下「全額出資企業」という。）が助成対象期間に当該認定企業の立地に伴い新たに雇用した雇用期間の定めのない常用従業員（規則第3条第2号に掲げる場合にあつては、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者その他の実質的に常用従業員に準ずると認められる者（以下「派遣労働者等」という。）を含む。）をいう。以下同じ。）の数（以下「増加常用従業員数」という。）が10人以上であること。
- (2) 規則第3条第1号の2に掲げる場合 増加固定資本額が1億円以上であつて、増加常用従業員数が5人以上であること（増加固定資本額が3億円以上であり、かつ、増加常用従業員数が10人以上である場合を除く。）。
- (3) 規則第3条第2号に掲げる場合 増加固定資本額が3,000万円以上であつて、増加常用従業員数が10人以上であること。
- (4) 規則第3条第3号に掲げる場合 増加常用従業員数が3人以上であること。
- (5) 規則第3条第4号に掲げる場合 増加固定資本額及び認定企業が助成対象期間に無形固定資産として計上したソフトウェア制作費（複写して販売するための原本に係るものに限る。）（以下「ソフトウェア制作費」という。）の合計額が1,000万円以上（ただし、ソフトウェア制作費が500万円を超える場合は当該経費を500万円として算定するものとする。）であつて、増加常用従業員数が5人以上であること。
- (6) 規則第3条第5号に掲げる場合 増加固定資本額が1億円以上であつて、増加常用従業員数が5人以上であること。

4 助成金の交付の対象及び交付の額

- (1) 交付の対象 増加固定資本額（助成金以外の県の交付する補助金等を直接又は間接にその経費の一部として投下固定資本を取得した場合は、その取得に要した経費を除く。以下同じ。）及び増加常用従業員に係る経費

(2) 交付の額 次に掲げる額の合計額（規則第2条第3号シのコールセンター業（隠岐郡に立地するものうち、平成22年3月31日までに条例第4条第1項の規定による計画の認定を受けたものを除く。）及び規則第3条第1号の2に該当する場合にあってはアに掲げる額、同条第3号又は第4号に該当する場合にあってはイに掲げる額）とする。

ア 増加固定資本額に別表第1の左欄に掲げる業種及び同表の中欄に掲げる増加常用従業員数に応じ同表の右欄に掲げる助成率を乗じて得た額に、別表第2の左欄に掲げる立地の区分に応じ同表の右欄に掲げる助成率を乗じて得た額（その額が7億円を超える場合は、7億円。ただし、別表第3の左欄に掲げる立地の区分に該当する場合は、同表右欄に掲げる額をそれぞれ7億円に加算した額。）

イ 増加常用従業員数（全額出資企業の増加常用従業員数を除く。）に規則第2条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる業種にあっては100万円（増加常用従業員が派遣労働者等である場合は、50万円）を、同条第4号に掲げる業種にあっては50万円を乗じて得た額（以下「増加常用従業員数を基礎として算定した額」という。）。ただし、次に掲げる場合にあっては、当該区分に応じてそれぞれ次に定める額

(7) 増加常用従業員数を基礎として算定した額が3億円を超える場合（交付の対象となる者が(4)に該当するもの又は規則第2条第4号に掲げる業種である場合を除く。） 3億円

(4) 規則第2条第3号シのコールセンター業であって、隠岐郡に立地するものうち平成22年3月31日までに条例第4条第1項の規定による計画の認定を受けたものについて、増加常用従業員数を基礎として算定した額が3,000万円を超える場合 3,000万円

5 助成金の支払

助成金の交付決定のあった年度の当該助成金の交付限度額は2億円とし、当該助成金の額が2億円を超える場合にあっては、2億円を超える部分の助成金について交付決定のあった年度の翌年度以降に各年度2億円を限度として分割して交付するものとする。

6 助成金の返還等

知事は、助成金の交付を受けた認定企業が、条例第8条第2項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の方法によって助成金の交付を受けたことが明らかであること。
- (2) 助成金の交付後、正当な理由なく、事業を廃止し、休止し、又は著しく縮小したこと。

別表第1

業種	増加常用従業員数	助成率
1 規則第2条第1号（4に掲げるものを除く。）又は第3号に掲げる業種	(1) 増加常用従業員数が10人以上の場合（(2)に掲げる場合を除く。）	15パーセント
	(2) 増加常用従業員数のうち技術者又は研究者の数が10人以上の場合	20パーセント
2 規則第2条第2号に掲げる業種	(1) 増加常用従業員数が10人以上の場合（(2)に掲げる場合を除く。）	10パーセント
	(2) 増加常用従業員数のうち技術者又は研究者の数が10人以上の場合	15パーセント
3 規則第2条第5号に掲げる業種	(1) 増加常用従業員数が5人以上9人以下の場合	15パーセント
	(2) 増加常用従業員数が10人以上の場合	20パーセント
4 規則第2条第1号に掲げる業種であって、規則第3条第1号の2に掲げる場合に該当するもの	増加常用従業員数が5人以上の場合	10パーセント

別表第2

立地の区分	助成率
-------	-----

1 県内に事業所を有しない認定企業が、新たに県内に事業所を設置する場合（償却資産のみ取得し、土地及び建物を借用する場合を含む。）	100パーセント
2 県内に事業所を有する認定企業（以下「県内企業」という。）が、公的工業団地（県、市町村、独立行政法人中小企業基盤整備機構等が整備した工業団地（工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第3号イに規定するものをいう。）をいう。）内に新たに用地を取得（過去に条例第6条第1項に規定する認定計画に従って立地を行った際に用地を取得した場合であって、知事が特に認めた場合を含む。）して建物を新築し、又は増築することにより生産施設の面積を増加させる場合	100パーセント
3 県内企業が、建物を新築し、又は増築することにより生産施設の面積を増加させる場合（2に掲げる場合を除く。）	50パーセント
4 県内企業が、償却資産のみを増設する場合	25パーセント
5 県内企業のうち規則第3条第1号の2に掲げる場合に該当するものが、償却資産のみを増設する場合	50パーセント

備考 生産施設とは、次のア又はイに掲げる業種に応じて当該ア又はイに掲げる施設をいう。

ア 規則第2条第1号又は第2号に掲げる業種 工場立地法第4条第1項第1号に規定する生産施設

イ 規則第2条第3号又は第5号に掲げる業種 主たる事業の用に供するための施設

別表第3

立地の区分	上限額の加算
1 浜田市、益田市、大田市、江津市、邑智郡、鹿足郡又は隠岐郡に立地する企業のうち増加常用従業員数が30人以上のもの	3億円
2 県営工業団地に新たに立地する企業のうち増加常用従業員数が30人以上のもので、その事業内容が本県の地域振興に特に大きく寄与すると知事が認めたもの	2億円

島根県告示第434号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県ソフト産業家賃等補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県ソフト産業家賃等補助金の交付の対象等を定める告示（平成21年島根県告示第226号）は、廃止する。

平成21年 5月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県ソフト産業家賃等補助金

2 交付の目的

ソフト産業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、デジタルコンテンツ業、コールセンター業、データセンター業及びシェアードサービス業をいう。以下同じ。）の立地（県内で新たに事業所を設けて事業を営む場合又は主たる事務所が県外にある企業で既に県内で事業所を設けているものが、県内の他の市町村で新たに事業所を設ける場合をいう。以下同じ。）に伴う初期コストである家賃を軽減する措置を講ずることにより、同産業の立地を促進し、もって本県産業の高度化、新産業の創出及び雇用機会の増大を図ることを目的とする。

3 交付の対象となる者

ソフト産業に該当する企業で、次の要件をすべて満たすもの

(1) 県内において、常用従業員（雇用期間の定めのない従業員をいう。以下同じ。）又は契約社員等（1年以内の期限

付きで雇用される従業員（社会保険又は雇用保険に加入する者に限る。）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第40条の2第1項第1号の政令で定める業務に従事する者をいう。）を20人以上新たに雇用する企業であること（島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定による認定を受けている企業のうち、島根県企業立地促進条例施行規則（平成4年島根県規則第43号。以下「規則」という。）第3条第3号に掲げる場合に該当するものについては、常用従業員を3人以上新たに雇用するものであること。）。

- (2) 平成20年1月1日から平成23年3月31日までに立地した企業であること。
- (3) 事業開始日（条例第4条第1項の規定による認定を受けている企業のうち、規則第3条第3号に掲げる場合に該当するものについては、平成20年4月1日とのいずれか遅い日）から1月以内に事業開始届を知事に提出しているものであること。

4 補助金等の交付の対象、交付期間及び交付の額

- (1) 交付の対象 事業所の家賃等（月額又は年額で契約された賃貸料及び賃貸借契約に明示された共益費で定額で負担するもの）
- (2) 交付期間 事業を開始したとき（事業開始届による事業開始日の翌月又は3の(1)の要件を満たした日の翌月のいずれか遅い月（その日が月の初日の場合は当月）。以下「補助開始月」という。）から5年間（条例第4条第1項の規定による認定を受けている企業のうち、規則第3条第3号に掲げる場合に該当するものについては、8年間）
- (3) 交付の額 補助対象事業費の3分の1以内とし、補助開始月から1年ごとの交付限度額は2,000万円（条例第4条第1項の規定による認定を受けている企業のうち、規則第3条第3号に掲げる場合に該当するものについては、補助対象事業費の2分の1以内とし、補助開始月から1年ごとの交付限度額は1,000万円）とする。ただし、大規模な雇用が見込まれるコールセンター業については、次の表に定めるところによる。

新規雇用人数	補助限度額
300人以上	4,000万円／年
600人以上	6,000万円／年
800人以上	8,000万円／年
1,000人以上	10,000万円／年

5 その他特記事項

次のいずれかに該当する場合には、補助対象としない。ただし、企業又は賃貸者が賃貸に係る建物の建築若しくは取得又は当該建物に係る土地の取得について、島根県企業立地促進助成金又は拠点工業団地立地促進補助金の交付を受けない場合（同助成金又は同補助金の対象となる場合に限る。）は、この限りでない。

- (1) 企業の役員が賃貸者である場合（賃貸者の役員である場合を含む。）
- (2) 企業が賃貸者との資本関係において、50パーセント以上出資している場合又は出資を受けている場合

島根県告示第435号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県ソフト系IT産業航空運賃補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県ソフト系IT産業航空運賃補助金の交付の対象等を定める告示（平成20年島根県告示第288号）は、廃止する。

平成21年5月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県ソフト系IT産業航空運賃補助金

2 交付の目的

ソフト系IT産業の事業に要する航空運賃を軽減する措置を講ずることにより、同産業の立地を促進し、もって本県産業の高度化と新産業の創出及び雇用機会の増大を図る。

3 交付の対象となる者

次に掲げる要件をすべて満たす企業とする。

- (1) 島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号）第4条第1項の規定による認定を受けている企業のうち、島根県企業立地促進条例施行規則（平成4年島根県規則第43号。以下「規則」という。）第3条第3号に掲げる場合に該当するもの
- (2) 平成20年1月1日から平成23年3月31日までに立地した企業であること。
- (3) 事業開始日（平成20年4月1日以前に事業を開始している場合は、平成20年4月1日）から1月以内に事業開始届を提出している企業であること。

4 補助金等の交付の対象、交付期間及び交付の額

- (1) 交付の対象 発着陸のいずれかが島根県内の空港又は米子空港であって3の要件を満たす企業の常用従業員又は役員が利用した航空運賃
- (2) 交付期間 事業開始日（事業開始届による事業開始日をいう。）又は規則第3条第3号に定める基準を満たした日のいずれか遅い日（以下「補助開始日」という。）から5年間
- (3) 交付の額 補助対象事業費の2分の1以内とし、補助開始日から1年ごとの交付限度額は、100万円とする。

公**告**

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じた措置について、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、同条第4項の規定により当該工作物を保管したので、同条第5項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の3第1項第2号の規定により次のとおり公告する。

なお、当該工作物の保管に要した費用については、河川法第75条第9項の規定により、当該工作物の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

平成21年5月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

係留施設7基その他船体付属物一式

2 当該工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

(1) 場所

一級河川斐伊川水系意宇川（松江市竹矢町地内の出雲郷橋からJR橋の左岸及び意宇橋から河口の右岸）

(2) 日時

平成21年5月12日5時00分から同年5月15日9時00分まで

3 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

(1) 日時

平成21年5月15日 9時00分

(2) 場所

松江市富士見町地内の県有地

4 当該工作物を返還するため必要な事項

- (1) 当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所

が確認できる書類の提示

(2) 所有者等であることを証明する書類の提示

5 本件に関する問合せ先及び関係図書の閲覧場所

〒690-0011 松江市東津田町1741-1

島根県松江県土整備事務所維持管理部管理第一グループ 電話 0852-32-5734

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年 5月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市西赤江町字神塚577番4

面積 396.97平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市安来町720番地

古志 暢久

古志 加奈子

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成21年 5月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

島根県メインフレーム等運用管理業務委託 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 契約の期間

平成21年 8月 1日から平成24年 7月31日まで（36か月間）

(4) 業務の場所 島根県地域振興部情報政策課長が指示する場所（松江市殿町）

(5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者

でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

- (3) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。
- (4) 島根県税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負に係る入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (7) 富士通株式会社製メインフレームのオペレーション実績を有する者を配置できること。
- (8) 急な欠員等予期できない状況に即時対応するため、受託会社は業務の場所に2時間以内で到達できる範囲内に事業所等を有し、メインフレームを所有の上処理を実施していること、又は業務の場所に2時間以内で到達できる範囲内でメインフレームのオペレーション業務を受託していること。
- (9) 財団法人日本情報処理協会のI SMS（情報セキュリティマネジメントシステム）適合評価制度による認証（登録範囲にメインフレームの運用管理が含まれること。）又はプライバシーマークを取得していること。
- (10) この入札に係る入札説明書の交付を受け、指定期日までに別に定める入札参加資格確認申請書を提出した者であつて、入札参加資格を有すると島根県知事が認めた者であること。

3 入札手続等に関する事項

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地島根県庁南庁舎6階
島根県地域振興部情報政策課情報システム管理グループ
電話 0852-22-6315 Fax 0852-22-5969

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成21年5月29日（金）から6月8日（月）までの間、3(1)の場所において交付する。（交付時間は土日及び祝日を除く、午前9時00分から午後5時00分までとする。）なお、入札説明書の配布を受けるには、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出すること。誓約書様式は、島根県ホームページにより提供する。

(3) 入札説明会について

実施しない。

(4) 質疑

ア 入札説明書等に対する質疑

入札説明書、添付資料又は入札仕様について質疑がある場合は、質疑票により平成21年6月15日（月）午後5時までに提出すること。（ファクシミリ可。ただし、回線・機器等の障害、保守作業等による停止によって上記期限までに提出先に到達しない可能性があることを承知のこと。電話で到達確認すること。）

イ 提出先

(1)に同じ。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年7月8日（水）午前10時

イ 場所 島根県松江市殿町8番地

島根県庁南庁舎 4階 O Aルーム

ウ その他 郵便による入札は認めない。

4 入札参加資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、下記期限までに(3)に掲げる書類を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。期限までに提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(2) 提出期限等

ア 提出期限 平成21年6月22日（月） 午後5時

イ 提出場所 3(1)に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。(郵送の場合は、書留郵便を使用し、提出期限までに必着のこと。)

(3) 入札参加申請に必要な書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 提出書類一覧表

ウ 法人にあっては登記事項証明書(申請前3カ月以内に発行された原本)

エ 納税証明書

(7) 納期限の到来している島根県税について未納の徴収金がない旨の証明書(県税納税証明書:申請前3カ月以内に発行された原本)

(4) 税務署長が発行する未納の消費税及び地方消費税がない旨の証明書(消費税等納税証明書:申請前3カ月以内に発行された原本)

オ 営業経歴書

カ オペレータ予定者の業務経歴書

5 提出書類の補正

上記4により提出した書類に不備があり、補正することを求められた場合は入札日時までに遅滞なく当該書類の補正を行うこと。

6 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 個人情報の保護

この契約には個人情報の保護に関する事項があり、委託業務に従事している者若しくは従事していた者は島根県個人情報保護条例(平成14年島根県条例第7号)第52条及び第53条に基づき罰せられることがある。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name of procured labor :

Operation of mainframe computer

(2) Contract period :

From 1 August 2009 through 31 July 2012 (36 months)

(3) Deadline for tender :

10 : 00am July 8, 2009 by direct delivery

(4) Contact point for the notice :

Information Policy Division, Department of Regional Promotion

Shimane Prefectural Government

1 Tono-Machi, Matsue-shi, Shimane-ken, JAPAN 690-8501

Phone 0852-22-6315

平成21年度における島根県企業局の水道用水供給事業及び工業用水道事業運転監視業務の委託に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について次のとおり定めたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成21年 5月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 特定調達契約により調達する役務の種類

島根県企業局水道用水供給事業及び工業用水道事業運転監視業務

2 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新手続

(1) 入札参加資格審査の申請

入札に参加しようとする者は、(2)により入札参加資格審査を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

ア 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）についての滞納（納期限が到来していないものを除く。）がある者

エ 消費税及び地方消費税について滞納（納期限が到来していないものを除く。）がある者

(2) 審査の申請手続

(1)により入札参加資格審査を受けようとする者は、次の方法により申請を行わなければならない。

ア 受付方法

オに掲げる書類をエに持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便により送付するものとする。

イ 受付期間

公告日から平成21年6月30日までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除くものとする。

ウ 受付時間

午前9時00分から正午まで及び午後1時00分から午後5時00分までとする。

エ 受付場所

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎1階 島根県企業局総務課経理グループ

オ 提出書類等

(ア)から(シ)までの書類を添付した入札参加資格審査申請書を提出するものとする。

なお、申請書類の入手方法はエの受付場所で直接入手するか、島根県企業局ホームページから必要書類をダウンロードすること。

(ア) 法人にあつては、登記事項証明書及び定款の写し

(イ) 個人にあつては、身分に関する誓約書

(ウ) 営業経歴調書

(エ) 有資格者職員調書

(オ) 委任状（契約の締結に係る権限を委任する場合に限る。）

(カ) 使用印鑑届書

(キ) 印鑑証明書

(ク) 業態調書

(ケ) 島根県税の滞納がないこと又は納税義務がないことの納税証明書

(コ) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないことの納税証明書

(サ) 法人にあつては、財務諸表及び財産目録

(シ) 個人にあつては、青色申告書又は所得税確定申告書の写し及び営業に必要な設備、機械器具等の明細書

カ 申請において使用する言語及び通貨

申請に使用する言語は日本語とする。

なお、提出書類のうち外国語で記載された事項については、日本語の訳文を付記又は添付すること。

また、金額欄は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(3) 入札参加資格審査

入札参加資格審査は、別に定める経営規模等審査基準に基づいて次の事項を審査するものとする。

ア 審査基準日の属する事業年度の直前2事業年度の年間平均契約額

イ 審査基準日の直前決算における自己資本の額

ウ 審査基準日の直前決算における流動比率

エ 審査基準日の前日における事業に従事する職員の数

オ 審査基準日の前日までの営業年数

カ 審査基準日の前日における有資格者職員の数

キ 審査基準日前2年間に於ける官公庁に対する営業実績（水道施設における維持管理及び運転監視業務に限る。）

ク 国際標準化機構が定めた規格ISO14001及び9001認証の取得状況

(4) 参加資格の審査基準日

審査の申請日

(5) 入札参加資格の決定通知等

(3)の審査の結果、参加資格を有すると決定したときは、入札参加資格結果通知書（以下「通知書」という。）により通知するとともに、島根県企業局入札参加資格者名簿に登録する。

また、参加資格を有しないと決定したときも、通知書により通知する。

(6) 入札参加資格の有効期限及び更新手続

入札参加資格の有効期限は、その決定を受けた日から平成24年3月31日までとする。

なお、有効期間満了後引き続き入札参加資格を得ようとする者は、平成24年度から平成26年度までの入札参加資格審査の公告に基づき申請すること。

(7) 変更届

入札参加資格者は、次のいずれかの事項に変更があったときは、直ちに資格審査申請書記載事項変更届により届け出なければならない。

ア 商号又は名称

イ 法人にあつては代表者の氏名、個人にあつてはその者の氏名

ウ 主たる営業所の名称及び所在地並びにその代表者

エ 委任状の記載事項

(8) 入札参加資格の取消し

入札参加資格者が次のいずれかに該当することとなったときは参加資格を取り消し、その者に入札参加資格取消通知書により通知する。

ア 上記(1)ただし書のいずれかに該当したとき

イ 入札参加資格審査申請において虚偽の申請をしたとき

ウ 営業を休止又は廃止したとき

(9) 問合せ先

島根県松江市殿町8番地 島根県企業局総務課経理グループ（電話 0852-22-5674）

教 育 委 員 会 規 則

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 5月29日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

島根県教育委員会規則第19号

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等職員服務規則（昭和36年島根県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「（うち1名は職員の分限の手続に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第2号）第2条に規定する医療機関又は同条に規定する公的医療機関の医師とする。次項及び第13条第1項において同じ。）」を削る。

様式第3号の5（注）中「（医師のうち1名は、職員の分限手続に関する規則第2条に規定する医療機関又は同条に規定する公的医療機関の医師であること。）」を削る。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

市町村立学校の教職員の分限の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 5月29日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

島根県教育委員会規則第20号

市町村立学校の教職員の分限の手続に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の分限の手続に関する規則（昭和31年島根県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とする。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。